コロナ対策の「緊急特別・新税」・・・「コロナ内部留保課税」「コロナ資産課税」

　　※「内部留保」とは「貸借対照表」上の「利益剰余金」のこと。

2020.5　ＴＫ

1.内部留保課税の「無理・不可能」の「説明」らしき、「ふざけた逃げ口上」

①「分配されなかった『剰余金』の記録に過ぎない。現金があるわけではない。」

・バランスシート上の「右」に過去の剰余金の合計を計算しているだけである。

・その額は、実際は、「左」側の工場や機械等の「資産」で存在し、「現金」でもってるわけではない。

・だから、課税されると資産売却等、企業活動に重大な影響を及ぼす。

②増税・賃上げ・投資拡大をやっても、「利益が残れば内部留保は減らない」

　　　・あくまで年度の「損益結果」で動く数値。課税・賃上げ・購入等の損益上の費用が、内部留保を直接減ら

すことにはならない。

③「利益に対する課税＝法人税」は支払済みで、再度の「2重課税」は許されない。

④「企業の拡大再生産の原資」であり、実体経済をさらに悪化させる。

2.「ふざけた逃げ口上」の封印

①「過去、国民経済で儲けた一部」の供出の問題であり、「資本側の資産形態」は全く何の関係もない。

★そもそも、この逃げ口上は全く国民を馬鹿にいている。「馬鹿な国民」は、「内部留保は現金」、と「勘違

いして」課税できると思っているが、「間違いです、簿記を勉強しなさい」ということしか言っていない。

　　　★「現金・流動資産の問題」ではない。「過去に儲けた分を吐き出せ」と言っているだけで、「流動資産が

あるかどうか」は、「資本側の都合」で、課税とは何の関係もない。

　②「利益が残れば内部留保は減らない」から、「今期は主要企業を全て『赤字決算』にする」。

　　　★この「逃げ口上」は、「内部留保課税と言ったって、どうせ少しだけでしょ」と高をくくっている。「年間10

兆円」の当期利益がある資本に、「2兆円」課税しても、「8兆円」の当期利益がでるから、また内部留保が

増えますよ、と。この資本には、「20兆円程度」課税する（今期赤字10兆円が内部留保を減らす）。

　　　★だから、課税は「当期利益＋α」の計算額、「今期の主要企業はすべて赤字決算」。これで「当期利益

のマイナス」分だけ内部留保は減る。当然、「当期赤字資本」であっても、内部留保ある資本には課税。

★法人税課税は、「内部留保課税を除く、純粋な『当期利益』」で、通常通り納税させる。

③「収益への2重課税」は申し訳ないから、「別な理由」・「コロナ対策の新税」で、協力してもらう。

★「過去のもうけを再度吐き出せ」とは、「絶対言わない」。「コロナ対策原資」のための『新たな税』だから、

「利益への2重課税問題」は起こらない。

　　　★国民に訴える、「原資を全て、また『赤字国債』を増やしてやるのか？それより、偏った資産の『所得再

配分』を進める時ではないか？」。70％程度は異論がないでしょう。

④「企業の拡大再生産の原資」であり、実体経済をさらに悪化させる。

　　　★これも、この数十年間、「借入金返済での利息軽減・株や有価証券等の金融資産」等で内部留保を運

用し積み増しるだけで、恐慌長期化の処理もできず、「ろくに拡大投資」もしていない資本の「脅し」で

しかない。「投資先がなくて困ってしまっている」状況は、資本側の学者さんだってわかっている。

★この間「急激に伸びた200兆円」の半分、「100兆円」納税させても、「実体経済は全く問題ない」。

★資本側は、この課税で「今期赤字」になったとしても、「たぶん、『株主配当』さえ継続する」だろう。その

分はらに「内部留保の減少」となるが、それほど余裕のある状態であり、「実体経済」など全く関係ない。

3.「コロナ対策の原資」のため、「余裕のあるところ」に、「新税」での協力をお願いする。

　（1）対象

①「内部留保」の、「一定金額以上」保有している企業（大企業）が対象。

　・今期の「損益赤字」は覚悟してもらう。

　・「当期利益＋内部留保削減希望額」を、課税額とする。

②「保有総資産」上位10％の個人が対象

　　　③この前提で、さらに「金融商品取引税」なども有効。

　（2）徴税方法

　　　★確実にとるために、「新税用・銀行口座」の新設で。

　　　　・例えば、「郵貯口座」に「対象の口座残高：課税額のマイナス」、政府口座残高：課税額のプラス」の記

帳だけで納税。対象企業や個人は、「1年間」程度の無利子期間で、「負債を返済」すればよい。

　　　　・「納税の手元現金がない」という下らない理由は関係なくなる。2年目からは、遅滞利息を取る。

　（3）留意点

　　　①基本的に、「国民の90％には負担させない」、「国民の90％のための財源」であることを訴える。

　　　②「2重課税」ではないから、口が裂けても「過去のもうけを吐き出せ」とは、「言わない」。

　　　③姑息な対応手段を封印するためにも、課税対象額は、すでに確定している「平成1年度期末」の金額

を使う。

　・突然の「資産の海外移転」、「株主配当の大増額」等々の防止。